

大安協発 第 30-100 号

平成 30 年 12 月 14 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会



「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

保安 3 法事務連携機構おおさかより、添付の《平成 30 年度上半期「放置ボンベ撲滅」の取組成果について》の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果について（保安 3 法事務連携機構おおさか）

以 上

平成 30 年 12 月 13 日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安 3 法事務連携機構おおさか事務局  
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（平成 30 年度上半期）の集計結果について  
(情報提供)

新冬の候、貴（協会・委員会・組合）におかれましてはますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安 3 法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における平成 30 年度上半期の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、御参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容に御不明な点がございましたら担当者までお問い合わせください。

今後とも保安 3 法事務連携機構おおさかの運営に御協力の程よろしくお願いいたします。

保安 3 法事務連携機構おおさか事務局  
(大阪市消防局予防部規制課内)  
担当 / 木村・寺田 / 06 - 4393 - 6267  
[pa0032@city.osaka.lg.jp](mailto:pa0032@city.osaka.lg.jp)

## 平成 30 年度上半期「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

## 保安 3 法事務連携機構おおさか

平成 30 年度上半期の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内 26 消防本部及び大阪府

取組集計期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

## 1 総括表

## (1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	91	撤去数	88	所有者へ返却	53
				所有者以外の販売店が回収	18
				回収容器管理委員会が回収	12
				その他 A	5
		管理状況 是正数	3	温度管理	0
				転倒防止	2
				その他 B	1

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

- ・撤去数における「その他 A」には、大阪府 LP ガス協会へ依頼し、協会から派遣された販売店にて回収撤去した事例や、共同住宅のゴミ置き場に投棄されたボンベについて、所有者不明のため管理会社に連絡し、容器を適切に処理するよう依頼し、管理会社から容器回収後に連絡があった事例がありました。
- ・管理状況是正数における「その他 B」には、容器授受に関する帳簿管理を実施するよう指示した事例がありました。

## (2) 発見場所数

発見場所数 合計	32	事業所数	24	工場・作業場	11
				飲食店	0
				廃品回収・処分事業所	0
				その他 C	13
		空地・道路 ・河川等 数	8		

・容器の発見場所の「その他C」には、次のとおり様々な場所で発見されています。

共同住宅（長屋）	共同住宅のゴミ置き場	物販店（屋上・敷地内）
公園内（台風 21 号のゴミ集積場）	一般住宅（居室内・敷地内・倉庫内）	
駐車場（貸ガレージ）	冷蔵倉庫の事務所	商業施設 倉庫

## 2 ポンベ別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	9	2	0	7	1	0
炭酸ガス	4	1	0	4	0	0
アセチレン	5	0	0	5	1	0
LP ガス	29	10	0	27	0	0
その他	38	4	0	29	6	0
不明	3	1	0	2	1	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

## 3 覚知・発見場所・対応別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別				
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他	
立入検査	事業所	工場・作業場	4	6	0	1
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	25	0	5	0
その他 職員発見 ・通報等	事業所	工場・作業場	6	0	5	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	11	7	1	4
	空地・道路・河川等	7	6	0	0	

#### 4 経緯等

##### (1) 放置等の経緯（いつ、どこで、誰が、何の容器を、どのように放置したか）

- ・ 事業所の敷地に不法投棄された容器があり、どのように処分すればよいのかわからず、敷地内で長期間放置されていた。
- ・ 以前は通報者の親が屋外で火気を使用するために、納屋で保管していたが、通報者の親が亡くなってからは放置状態になっていた。
- ・ 物販店において、使用済みの空調用冷媒ガス（フロン）容器を屋上や敷地内に放置していた。（誰が放置したかは不明）
- ・ 共同住宅における閉栓後の未回収
- ・ 過去に露天商をしていた者が、販売店に容器を返却せずに自宅の居室内に保管していた。
- ・ 共同住宅のゴミ置き場にヘリウムガスボンベ（バルーンアート用ボンベ）4本が投棄されていた。
- ・ 大阪市内の不動産屋から盗難されたヘリウムガス容器が、7月20日に大東市内の道路上で発見された。
- ・ 数年前に地域連合振興町会長が公園前の歩道上に放置されていたボンベを危険と感じ、公園内に移動した。
- ・ 事業所内において従業員が業務外の湯沸しに使用していたものが放置されていたもの。
- ・ 事業所内において従業員により充填用冷媒ガス容器が放置されたもの。
- ・ 貸ガレージの占有者と半年程連絡が取れなくなり、2～3か月前に所有者がガレージを確認するとボンベが放置されていた。
- ・ 駐車場設置以前のアパートのLPガスボンベが、隣接の作業場に投棄された（推定）。
- ・ 自動車整備作業所の開所時に、店主が溶接に液化炭素ガスボンベ、アセチレンガスボンベを使用、空になり放置したもの。
- ・ 自治会の催しを実施した後、工場内に一時保管した後長期間放置。
- ・ 個人住宅の敷地内に、不法投棄されていたもの。
- ・ 通報者の父親が茨木市内で所有している土地の借主がボンベ（A）（アセチレン及び窒素）を使用していたが、借地内に当該ボンベが放置されたまま音信不通となったもの。なお、放置時期にあっては不明。
- ・ 平成30年4月、個人宅で以前家族が管理していたLPGボンベが使用されずに長期間存置。
- ・ 平成30年4月、商業施設で発生した火災に伴い立入検査を実施した際に、LPGボンベを消防職員が発見したもので放置等の経緯は不明。
- ・ 平成30年7月、倉庫に立入検査を実施した際に、LPGボンベを消防職員が発見したもので放置等の経緯は不明。

(2) 発見・通報の経緯（いつ、どこで、誰が、何の容器を、どのように発見・通報したか）

- ・ 一般市民からの通報で、市役所経由で当局に連絡があり放置容器の発見に至る。
- ・ 自宅の倉庫内において親の遺品を整理していたら、古いLPガスボンベが出てきたため、処分に困り通報をしてきたもの。
- ・ 公園内（台風21号のゴミ集積場）に放棄されている放置容器を発見した、付近住民からの通報。
- ・ 地水利調査中に空き地に放棄されていた容器を発見した本市消防職員からの通報。
- ・ 居室の火災により消防職員及び緊急対応を行ったLPガス事業者が発見したもの。
- ・ 投棄されている空地进行を管理する事業所の社員が、草刈り作業中、容器が放置されているのを発見し通報したもの。
- ・ 一般廃棄物の一時集積所内において、関係者の巡回により発見し通報したもの。
- ・ 市民から共同住宅のゴミ置き場にボンベを捨てており、危険ではないかと通報があった。
- ・ 通行人より警察署に高圧ガス容器が路上に放置されている旨の通報が入り、当該警察署から消防本部予防課に連絡があったもの。
- ・ 公園内に放置していたが、連合振興町会長が放置ボンベの撲滅運動を聞き、消防署に通報した。
- ・ 消防職員が高圧ガス施設立入検査時に発見したもの。
- ・ 貸ガレージ所有者がこれから暑くなり、ボンベが放置されていると危ないと思い消防署に連絡した。
- ・ 隣接の駐車場管理会社からの通報。駐車場設置以前のアパートのボンベと推定され、投棄場所関係者から撤去の依頼があった。
- ・ 立入検査時に作業所の隅にホコリが被った状態で液化炭素ガスボンベ、アセチレンガスボンベが並べて置かれていたもの。ホコリの蓄積状況から長期間放置されていたことが予想できた。
- ・ 個人の住宅の敷地内に5年程前から不法投棄されていたが、さび等も目立ち、住民が心配になり消防本部に通報したもの。
- ・ (1)のボンベ(A)を通報者の父親が高槻市内の自宅に持ち帰り保管していたところ、平成30年5月1日に帰省した通報者が当該ボンベを発見し、処分するために消防へ通報したもの。
- ・ 平成30年4月、個人宅で以前家族が管理していたLPGボンベの処理方法がわからないので、通報があったもの。
- ・ 平成30年4月、商業施設で発生した火災に伴い立入検査を実施した際に、LPGボンベを消防職員が発見したもの。
- ・ 平成30年4月23日、救急隊が現場引き上げ途上、信号待ちで停車中に一般市民からフロ・ガスボンベが置いているとの相談を受けたもの。
- ・ 平成30年9月10日、消防隊が立ち入り検査時にフロンガスボンベを発見したもの。
- ・ 平成30年7月、倉庫に立入検査を実施した際に、LPGボンベを消防職員が発見したもの。